

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : カズノール75
製品コード : 02300(1L)、02301(5L)、02302(18L)
会社名 : 株式会社カズサ
会社住所 : 千葉県長生郡白子町南日当2424-6
担当部門 : 品質管理部 品質保証課
電話番号 : 0475-33-6417
FAX番号 : 0475-33-4217
メールアドレス : kazusa21@k2.dion.ne.jp
緊急時連絡先 : 0475-33-6417
推奨用途及び使用上の制限 : 食品機械・調理器具・食品類の除菌、食品類の製造加工助剤

2. 危険有害性の要約

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険
分類の名称 : 引火性液体
危険性 : 引火しやすい液体、蒸気は空気と一定量混合すると爆発性混合ガスとなる。
有害性 : 工業的には比較的無害の溶剤と見なされるが、蒸気を吸入すると麻酔剤として働き、繰り返しさらされた場合、粘膜への刺激、めまい、感覚鈍麻、頭痛など起こす。
次亜塩素酸ナトリウム溶液と混合すると、塩素ガスが発生して咳き込み、むせる。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量

化学名	含有量(重量%)	CAS NO.	化審法番号	労働安全衛生法	PRTTR法
エタノール	67.80	64-17-5	(2)-202	通知対象物質	非該当
乳酸	0.01	50-21-5	(2)-1369	通知対象物質	非該当
純水	32.19	-	-	通知対象物質	非該当

4. 応急措置

眼に入った場合 : 清浄な水で15分以上洗眼し、直ちに専門医の手当てを受ける。
吸入した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静に努める。症状があらわれた場合、直ちに専門医の手当てを受ける。
飲み込んだ場合 : 水でよく口内を洗浄した後、コップ数杯の水を飲ませ希釈し、可能であれば指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに専門医の手当てを受ける。

5. 火災時の処置

消化方法 : 大規模の場合、燃焼中の製品は消火剤で消火すると共に、周囲を水噴霧で冷却する。
消火剤 : 小規模の場合、水、炭酸ガス、粉末(ドライケミカル)消火器で消火する。
消火剤 : 水、炭酸ガス、粉末(ドライケミカル)消火器

6. 漏出時の措置

- 注意事項 : 作業の際には、適切な保護具(保護眼鏡、防毒マスク等)着用する。
 : 浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となる可燃物は速やかに取り除く。
 除去方法 : 少量の場合には、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。
 : 大量の場合には、漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、回収出来なかつた液は大量の水で洗い流す。

7. 取り扱い及び保管上の注意

- 取り扱い : 火気と高温に注意し、使用法、注意事項をよく守ること。
 : 粘膜、または着衣に触れたり、吸入したり、目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
 : アルコール流動その他により静電気を発生させる恐れがあるため、着火源電気設備等静電気を発生させる恐れのある場所は、静電気を有効に除去する装置を設ける。
 : 炎や火気の近くで使用したり、火気を使用している部屋で、大量に使用しないこと。
 : 容器を破棄する時は、火気のない場所で、使い切ったことを確認して水洗いし、不燃ゴミとして破棄する。
 保管 : 幼児の手の届かない所に置くこと。
 : 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど、温度が40℃以上になる所に置かず、通気性がよく、遮光された冷暗所に保管する。

8. 暴露防止措置

化学名	管理濃度	許容濃度
エタノール	設定なし	ACGIH TWA 1,000ppm(1,800mg/m3) (1996年版)
乳酸	設定なし	
精製水	設定なし	

- 設備対策 : ミストが発生する場合は発生源の密閉化。
 保護具 呼吸器の保護 : 必要に応じて、有機ガス防毒マスクを着用する。
 保護具 目の保護 : 必要に応じて、保護眼鏡を着用する。
 保護具 皮膚、身体の保護 : 必要に応じて、ゴム手袋・安全靴・帯電防止保護衣を着用する。

9. 製品の物理/化学的性質

- 状態 : 液状
 色調 : 無色透明
 臭気 : 特有の芳香
 味 : やけるような味
 沸点 : データ無し (エタノール100%は78.32℃(101.325kPa))
 融点 : データ無し (エタノール100%は-114.15℃)
 蒸気圧 : データ無し (エタノール100%は5.878Pa(20℃))
 蒸気密度 : データ無し (エタノール100%は1.59)
 その他 : -

10. 危険性情報 (安定性・反応性)

消防危第14号・消防特第34号 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(通知)より抜粋
 (4)アルコール類(法別表 第4類の項第3号)から除外されるもの(法別表備考第13号)

- ア 濃度60%(重量パーセントをいう。)未満の水溶液
 イ 可燃性液体量が60%未満であつて、引火点及び燃焼点がエチルアルコールの60%水溶液の引火点及び燃焼点がエチルアルコールの60%水溶液の引火点及び燃焼点を超えるもの

これらの条件を満たすものについては、危険性が低いと判断されることから、除外するものであること。

以上より本品は消防法に置ける危険物には該当するが、データが無いのでエタノール100%として次に記載する。

- 引火点 : データ無し(エタノール100%は 13.0℃)
 発火点 : データ無し(エタノール100%は 439.0℃)
 爆発限界 : データ無し(エタノールは引火点 13℃空气中で下限3.3vol%~上限19.0vol%)
 安定性 : 安定
 反応性 : 硝酸、硝酸銀、硝酸水銀、過塩素酸マグネシウムなどの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
 溶媒に対する溶解性 : 水、エーテルによく溶ける
 その他 : -

1 1. 有害性情報 (エタノール100%として)

急性毒性

ヒト (経口) LD ₀	: 1,400mg/kg	行動、胃腸(吐気)
ラット (経口) LD ₅₀	: 7,060mg/kg	呼吸器系

一般毒性

ラット (吸入) LC ₅₀	: 20,000ppm/10h	毒性未評価
ヒト (男) (経口) TDL ₀	: 700mg/kg	行動(精神生理学上)
ラット (注射) LD ₅₀	: 1,440mg/kg	
犬 (注射) LD ₀	: 1,600mg/kg	運動失調、呼吸器系
哺乳類 (腹腔) LD ₅₀	: 4,300mg/kg	運動失調

局所効果

ラビット (皮膚)	: 400mg	開放 症状(軽度)
ラビット (皮膚)	: 500mg/24h	症状(重度)
ラビット (目)	: 100mg/24h	症状(中度)

発ガン性

マウス (経口) TDL ₀	: 320mg/kg/50週	毒性未評価
---------------------------	----------------	-------

変異原性

マウス (腹腔)(小核)	: 1,240mg/kg・48h	
--------------	------------------	--

生殖能

ラット (吸入) TCL ₀	: 20,000ppm/7h、妊娠、1～22日	発育異常
ラット (経口) TDL ₀	: 44g/kg、妊娠、7～17日	発育異常

1 2. 環境影響情報 (エタノールとして、他の成分については「データ無し」)

生体毒性

コイの1種	LD ₅₀ : 18～13.4g/ℓ (96H)
マスの幼魚	LC ₅₀ : 11.2g/ℓ (24H)
クリークチャブ	LC ₅₀ : 7g/ℓ (24H)

残留性/分解性

: 情報なし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

: 製品の破棄については取り扱い及び保管上の注意の項の記載による他、引火性液体に関する一般的な注意事項によること。

汚染容器

: 使用後の容器または配管等を破棄処分するときは、内容物を水洗いしてから処理する。

1 4. 輸送上の注意

: 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。

: 運搬に際しては容器を40℃以下に保ち、転倒、落下、並びに損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

国連分類

: クラス3 (引火性液体)

国連番号

: 1987 アルコール類

航空法

: 施行規則第194条 3 (引火性液体(引火点60.5℃以下))

港則法

: 規則12条 危険物告示別表 5 引火性液体類 (高)

海洋汚染及び海上災害の

防止に関する法律 : 施行令 別表第1の213 有害でない物質

その他の注意点

: 取扱い及び保管上の注意の項の記載の他、消防法により危険物、第1類及び第6類との混載禁止。

1 5. 主な適用法令

労働安全衛生法

: 施行令 別表第1危険物 4.引火性の物 3(アルコール)

: 施行令 別表9 名称等を通知すべき有害物 62(アルコール)

食品衛生法

: 食品添加物

危険物船舶運送及び貯蔵規則

: 引火性液体類 高引火点引火性液体

16. 参考文献

- (財)バイオインダストリー協会 : アルコールハンドブック第9版(1997)
(社)日本化学学会編 : 化学便覧(改定4版)、丸善(1993)
化学工業日報社 : 13700の化学商品
化学工業日報社 : 国際化学物質安全性カード(ICS C)日本語版第3集(1997)
消防危第14号、消防特34号平成元年3月1日「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」

注意

- この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
- 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
- 注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には新たな用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
- すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
- 品質保持期限3年(保管状況等により濃度が変化し劣化する恐れあり)